

広島県選挙管理委員会告示第四十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として指定している次の施設の指定を取り消した。

平成二十四年七月二十六日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の種別	施設の名称	所在地	取消年月日
病院	医療法人社団まりも会 八丁堀平松整形外科消 化器科病院	広島市中区八丁堀四番一 八号	平成二十四年七月一七日
病院	医療法人社団まりも会 平松整形外科病院	広島市中区銀山町二番一 九号	平成二十四年七月一七日